

第 104 号

Super
Highway

JR東労組バス関東本部

発行日
2012. 6. 22

スーパーハイウェイ

発行責任者：遠山 真一郎
編集責任者：束 河 彰
東京都渋谷区代々木2-2-6
J R 新 宿 ビ ル 1 3 F
Tel 03-3375-5076 (NTT)

～安全なくして労働なし～

国交省第2回「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」において緊急対策（案）が示される

6月20日国土交通省は先般の関越ツアーバス事故等を受け、第2回目となる「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」を開催しました。この間全国の高速バスドライバー5千人に行われた実態調査にかかる集計結果（中間報告）とそれに基づく過労運転防止に係る緊急対策について（案）を提起し、運転者の労働条件・環境の見直しについて関係各機関代表者と議論を行いました。（次回の検討会で正式決定、夏季輸送前に実施）

交代運転者の配置基準(案)の内容【高速ツアーバス(夜間)への暫定措置】

運行距離：実車距離が400kmを超えた場合。ただし、**特別な安全措置**を講じ、その内容について公表を行っている場合は、500kmとする。

乗務時間：一人の運転者の乗務時間（出庫から入庫）が10時間を超えた場合。

特別な安全措置とは

- 必須項目(全て)
 - ・遠隔地点呼において、運行管理者又はその補助者が立ち会うこと。またはIT点呼の実施
 - ・デジタルタコグラフ（運転記録）の装備とそれによる運行管理・運転者指導
 - ・運行計画において、連続運転時間2時間以下とし、運転時間2時間ごとに合計で20分以上の休憩確保
 - ・運行直前の休息期間が11時間以上
 - ・運転者の年齢が70歳未満
 - ・日本バス協会からの安全評価認定



- 選択項目(一つ以上)
 - ・日本バス協会からの安全評価認定
 - ・安全運行協議会の設置と実行、調査
 - ・明文化された運転者育成プログラム
 - ・ドライブレコーダー装備
 - ・衝突被害軽減ブレーキ
 - ・車両逸脱警報装置
 - ・居眠り感知装置
 - ・運行管理者の営業所24時間常駐体制

この間、安全なバス業界確立のため、労働者の立場から様々な要望・意見を私たちは訴えてきました。運転者の視線からツアーバス運転者の労働条件の見直しが暫定的に図られることとなりますが、わたしたちを含む全てのバス運転者の労働条件と、バス業界の構造的な問題は引き続き中長期的な課題として議論されます。今後もバス関東本部・バス東北本部は職場での議論をもとにたしる議員とも連携し安全を基軸にたたかいます！！